

監査公表第 21 号（令和 2 年 11 月 20 日、県公報第 153 号登載）

本庁定期監査結果（令和 2 年度）

第 1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和 2 年監査公表第 1 号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第 2 条第 1 項第 2 号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局 111 機関

(2) 監査対象期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和 2 年 7 月 1 日～令和 2 年 8 月 7 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 実 施 日 |
|--|--------------------------------|
| 秘 書 室 | 令和 2 年 7 月 21 日 |
| 総 務 部 (9 課) 行 政 経 営 企 画 課 人 事 課 財 政 課 税 務 課 財 産 活 用 課 県 民 情 報 広 報 課 総 務 事 務 厚 生 課 防 災 危 機 管 理 局 防 災 企 画 課 防 災 危 機 管 理 局 消 防 防 災 指 導 課 | 令和 2 年 7 月 9 日～令和 2 年 8 月 7 日 |
| 企 画 ・ 地 域 振 興 部 (10 課) 総 合 政 策 課 広 域 地 域 振 興 課 市 町 村 支 援 課 情 報 政 策 課 調 査 統 計 課 | 令和 2 年 7 月 8 日～令和 2 年 7 月 15 日 |

| | |
|---|---------------------|
| 交通政策課 空港対策局空港政策課 空港対策局空港事業課 国際局国際政策課 国際局地域課 | |
| 人づくり・県民生活部（9課） 社会活動推進課 文化振興課 男女共同参画推進課 生活安全課 私学振興・青少年育成局政策課 私学振興・青少年育成局私学振興課 私学振興・青少年育成局青少年育成課 スポーツ局スポーツ企画課 スポーツ局スポーツ振興課 | 令和2年7月21日～令和2年7月30日 |
| 保健医療介護部（9課） 保健医療介護総務課 健康増進課 がん感染症疾病対策課 生活衛生課 医療指導課 薬務課 医療保険課 高齢者地域包括ケア推進課 介護保険課 | 令和2年7月21日～令和2年7月30日 |
| 福祉労働部（9課） 福祉総務課 子育て支援課 児童家庭課 障がい福祉課 保護・援護課 労働局労働政策課 労働局新雇用開発課 労働局職業能力開発課 人権・同和対策局調整課 | 令和2年7月8日～令和2年7月14日 |
| 環境部（6課） 環境政策課 環境保全課 循環型社会推進課 廃棄物対策課 監視指導課 自然環境課 | 令和2年7月8日～令和2年7月10日 |
| 商工部（9課） 商工政策課 中小企業振興課 新事業支援課 中小企業技術振興課 新産業振興課 工業保安課 | 令和2年7月1日～令和2年7月8日 |

| | |
|---|---------------------|
| 企 業 立 地 課 観 光 局 観 光 政 策 課 観 光 局 観 光 振 興 課 | |
| 農 林 水 産 部 (14課) 農 林 水 産 政 策 課 農 山 漁 村 振 興 課 食 の 安 全 ・ 地 産 地 消 課 団 体 指 導 課 輸 出 促 進 課 福 岡 の 食 販 売 促 進 課 園 芸 振 興 課 水 田 農 業 振 興 課 経 営 技 術 支 援 課 畜 産 課 農 村 森 林 整 備 課 林 業 振 興 課 水 産 局 漁 業 管 理 課 水 産 局 水 産 振 興 課 | 令和2年7月1日～令和2年7月7日 |
| 県 土 整 備 部 (10課) 県 土 整 備 総 務 課 企 画 課 用 地 課 道 路 維 持 課 道 路 建 設 課 河 川 管 理 課 河 川 整 備 課 港 湾 課 砂 防 課 水 資 源 対 策 課 | 令和2年7月1日～令和2年7月7日 |
| 建 築 都 市 部 (8課) 建 築 都 市 総 務 課 都 市 計 画 課 建 築 指 導 課 公 園 街 路 課 下 水 道 課 住 宅 計 画 課 県 営 住 宅 課 営 繕 設 備 課 | 令和2年7月22日～令和2年7月31日 |
| 会 計 管 理 局 | 令和2年7月21日 |
| 議 会 事 務 局 | 令和2年7月16日～令和2年7月17日 |
| 教 育 庁 (11課) 総 務 企 画 課 財 務 課 教 職 員 課 施 設 課 文 化 財 保 護 課 | 令和2年7月22日～令和2年7月31日 |

| | |
|--|-------------------------------------|
| 高 校 教 育 課 義 務 教 育 課 特 別 支 援 教 育 課 人 権 ・ 同 和 教 育 課 体 育 ス ポ ー ツ 健 康 課 社 会 教 育 課 | |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 | 令 和 2 年 7 月 21 日 |
| 監 査 委 員 事 務 局 | 令 和 2 年 7 月 21 日 |
| 警 察 本 部 | 令 和 2 年 7 月 15 日 ～ 令 和 2 年 7 月 17 日 |
| 労 働 委 員 会 事 務 局 | 令 和 2 年 7 月 31 日 |

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、諸手当の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象機関名 | 調査区分 | 件数 | 説 明 |
|-------------------------------------|------|----|---|
| 人づくり ・ 県民生活部 スポーツ局 スポーツ振興課 | 支 出 | 1 | 資金前渡により支払われたその他需用費（資料代）について、精算書により精算すべきところ、これを行っていなかった。 |
| 計 | | | 1 件 |

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象機関の 属する部局名 | 調査区分 | 件数 | 説 明 |
|-----------------|------|----|--|
| 環境部 | 収 入 | 1 | 雑入（行政代執行費用返還金）の収入未済額が、前年度に比べて399,000円減少しているものの、依然として多額である。 |
| 教育庁 教育振興部 | 収 入 | 1 | 地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて43,676,980円減少しているものの、依然として多額である。 |
| 保健医療介護部 | 支 出 | 1 | 公有財産の修繕等の支出について、契約書に支払期限の定めがある場合は請求書受理日から30日以内、契約書を省略している場合は請求日から15日以内に代金を支払うべきところ、支払いが遅延しているものが多数あった。 |
| 建築都市部 | 支 出 | 1 | 資金前渡により支払われたその他役務費（ごみ焼却手数料）について、焼却処分の延期を決定した日の翌日から起算して5日以内に精算し、返納の手続を行うべきところ、これを行わず、延期後の焼却処分の日に支払い、精算を行った。 |
| 総務部 | 財 産 | 1 | 公印規程に定める職印（2点）について、備品登録すべきところ、これを行なっていないかった。 |
| 計 | | | 5件 |